

第5期登別市高齢者保健福祉 計画及び介護保険事業計画 (素案)

平成24年度～平成26年度

～「輝いて、生涯現役」

のびやかな人生が

息づくまちをつくる～

北海道登別市

第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定にかかる
意見公募（パブリックコメント）制度の実施について

本計画のうち、介護保険料に関する部分は、登別市意見公募実施要綱第3条第1項第3号の「市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料等の徴収に関する条項を除く」に該当することから、意見公募の内容には含めておりません。

－ 目次 －

第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の策定体制	3
第2章 計画の基本理念と基本目標	5
第1節 基本理念	5
第2節 基本目標	5
第3節 施策の体系	6

第2部 各論

第1章 高齢者への理解の促進	7
第2章 介護サービス基盤の整備	8
第1節 在宅サービスの充実	8
第2節 入所施設等の充実	12
第3章 介護予防・健康づくりの推進	16
第1節 介護予防事業の推進	16
第2節 疾病予防と健康づくり	17
第4章 認知症高齢者支援対策の推進	21
第5章 地域生活支援体制の整備	22
第6章 生活環境の整備	24
第1節 高齢者が住みよいまちづくり	24
第2節 住宅・生活環境の整備	24
第3節 防火・防災・交通安全対策の充実	25
第7章 高齢者の積極的な社会参加	27
第1節 高齢者の生きがい対策と社会参加	27
第2節 高齢者とともに生きる社会づくり	28
第8章 高齢者の権利擁護	30

資料 用語の説明	32
----------	----

第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

わが国は、生活環境の改善や医学の進歩などにより平均寿命が著しく伸び、「簡易生命表」（厚生労働省公表）によると、平成22年の平均寿命は男性79.64歳、女性86.39歳となり、世界有数の長寿国となっています。

また、「日本の将来推計人口」（平成18年国立社会保障・人口問題研究所公表）によると、平成47年（2035年）には国民の約3人に1人が、平成67年（2055年）には国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者になると推計されています。

高齢化の進展や、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、更には認知症高齢者の増加などにより、支援や介護を必要とする高齢者も増加するものと予想されます。

そのため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進める必要があります。

「高齢者保健福祉計画」は、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという極めて重要な課題に対して、市が目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画です。

また、「介護保険事業計画」は、高齢者保健福祉計画に含まれるものとして、地域の要介護者等の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するために定める計画です。

両計画のこうした趣旨を踏まえ、高齢者の保健福祉に関連する施策を総合的に進めるため、平成24年度からの新たな「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定します。

第2節 計画の位置付け

1. 法的根拠

老人福祉計画については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8において、「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（老人福祉計画）を定めるものとする」と規定されており、この趣旨を踏まえ策定するものです。

なお、従来の老人保健法に基づく老人保健計画については、同法が平成20年に高齢者の医療の確保に関する法律として施行されたことにより、老人福祉計画と一体として策定する義務はなくなりましたが、当市では、高齢者の健康の維持・増進を図る目的から、引き続き老人保健施策も包含した「高齢者保健福祉計画」として策定します。

また、介護保険事業計画については、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条において、「市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」と指定されており、この趣旨を踏まえ策定するものです。

2. 他の計画との関連

本計画は、将来のまちづくりについて定めた「登別市総合計画」の中の“やさしさと共生するまち”をテーマとする保健・医療・福祉に関する各施策と調和を保つように策定します。

また、北海道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性にも配慮して策定します。

第3節 計画の期間

計画期間は平成24年度から平成26年度までの3か年です。平成12年度を初年度とする第1期計画以降、今回が第5期目の計画となります。

<計画期間>

年度	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
第4期 (前期)						
第5期 (今期)						

第4期までの計画は、団塊の世代が全て65歳に達する「平成27年（2015年）の高齢者介護の姿」を念頭に置いて策定してきたことから、今期の最終年度にあたる平成26年度末は一つの節目の時期と言えます。

第4節 計画の策定体制

1. 策定体制

広く市民の意見を反映させるために関係団体からの推薦者や一般公募による「登別市介護保険運営協議会」を平成12年9月に、「登別市高齢者保健福祉計画検討会議」を平成23年7月にそれぞれ設置し、協議を重ねてきました。

2. 高齢者等実態調査の実施状況

高齢者等の日常生活の実態やニーズを把握し、本計画を策定する基礎資料とするため、次の要領でアンケート調査を実施しました。

<一般調査>

(1) 調査対象

- ①「高齢者一般調査」は、平成23年4月1日現在、登別市に住民登録をしている65歳以上の方から任意に抽出した1,000名。
 - ②「若年者一般調査」は、平成23年4月1日現在、登別市に住民登録をしている40歳から64歳までの方から任意に抽出した1,000名。
- ※①、②共に、介護認定審査で要支援・要介護と認定された方を除く。

(2) 調査方法等

- ①調査基準日 平成23年4月1日
- ②調査期間 平成23年5月18日から6月3日まで
- ③調査方法 郵送による配布と回収

(3) 調査項目

性別、家族等の状況などの基本的事項のほか、世帯状況、住まい、健康、生きがいに関することや介護サービスの利用意向などについて調査しました。

(4) 回答状況

区 分	対象数	回答数	回答率 (%)
高齢者一般調査	1, 000	552	55.2
若年者一般調査	1, 000	384	38.4

〈要介護認定者調査〉

(1) 調査対象

登別市に住民登録をしており、平成23年4月1日現在、介護認定審査で要支援・要介護と認定された方のうち、在宅で生活している方。

(2) 調査方法等

- ①調査基準日 平成23年4月1日
- ②調査期間 平成23年4月25日から6月13日まで
- ③調査方法 郵送による配布と回収

(3) 調査項目

性別、家族等の状況などの基本的事項のほか、介護サービスの利用状況や、介護者の状況などについて調査しました。

(4) 回答状況

区 分	対象数	未送達	回答数 (率%)	うち有効回答数 (率%)
要介護認定者調査	1, 640	31	794 (49.3)	674 (41.9)

第2章 計画の基本理念と基本目標

第1節 基本理念

登別市では、平成8年4月に、『人が輝き まちがときめく ふれあい交流都市 のぼりべつ』をまちづくりのキャッチフレーズとする「登別市総合計画（基本構想）」を策定し、この総合計画で示された施策等を効果的、具体的に実施していくために様々な分野の計画を策定しています。

高齢者を対象とする計画としては、これまで第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、高齢者施策を推進してきました。

今回策定する第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画では、「登別市総合計画」の“やさしさと共生するまち”においてうたわれている

『「輝いて、生涯現役」のびやかな人生が息づくまちをつくる』

を、前期に引き続き、計画の基本理念とします。

第2節 基本目標

第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念の実現に向け、次の3点を基本目標とします。

1. 長寿社会の基盤づくり

生きがいつくりの場と社会参加の機会の充実を図ります。

介護予防及び疾病予防により、健康づくりを支援します。

バリアフリーに配慮した公共施設や暮らしやすい住宅環境などの生活基盤整備に努めます。

2. 高齢者福祉の充実

地域生活支援体制を整備します。

ひとり暮らし高齢者等の日常生活の不安解消や安全確保に努めます。

認知症や高齢者虐待に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、認知症高齢者支援対策を推進します。

3. 介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、介護予防の取り組みを充実させるとともに、安心して介護サービスを受けられるよう介護保険事業の適切な運営に努めます。

第3節 施策の体系

基本目標を達成するための具体的な施策の体系を、次の8点とします。この施策の体系の設定にあたっては、北海道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性も考慮しています。

1. 高齢者への理解の促進
2. 介護サービス基盤の整備
3. 介護予防・健康づくりの推進
4. 認知症高齢者支援対策の推進
5. 地域生活支援体制の整備
6. 生活環境の整備
7. 高齢者の積極的な社会参加
8. 高齢者の権利擁護

以上の8点に関する具体的な施策内容等は、第2部「各論」において述べます。

第2部 各論

第1章 高齢者への理解の促進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で生活し、社会との関わりを持ち続けていくためには、高齢者の人格と個性が尊重され、自立した日常生活を営むことができる「まちづくり」を推進することが重要です。

しかし、高齢者を取り巻く社会環境は、認知症に対する誤解や偏見、高齢者への虐待など様々な課題があります。

これらの課題を解消するため、認知症や高齢者虐待に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、各種の交流活動により高齢者の社会参加を支援し、高齢者が安心して暮らせる「まちづくり」を推進します。

主な取り組み

- ①「広報のぼりべつ」等による啓発
- ②心の障壁の除去（ハートバリアフリー）を目指す啓発活動の推進
- ③世代間の交流
登別ときめき大学の事業などを通して、高齢者と児童生徒のふれあいを促進させるような取り組み（世代間交流）を推進します。
- ④認知症サポーター養成講座の実施
認知症の早期発見につなげるため、地域住民や団体などに対して認知症の正しい知識を習得するための講座の開催を積極的に呼びかけ、地域における認知症の理解者・支援者となる認知症サポーターを養成します。
- ⑤はいかい高齢者等 SOS ネットワークの推進
認知症高齢者等のはいかいに対応するため、地域住民、警察及び交通機関等の協力を得て、行方不明高齢者の捜索・発見・通報・保護や、保護後の支援（見守り）のためのネットワーク（仕組み）の充実に努めます。

第2章 介護サービス基盤の整備

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるように、また、高齢者が生活支援を必要とする状態になっても、長期に渡り安定した生活を送ることができるように、市の実情に応じた介護サービス基盤の整備を計画的に進めます。

要支援・要介護高齢者の心身の状態や生活環境に応じたサービスが提供されるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの推進を図ります。

また、自宅での生活が困難になった場合のために、介護保険施設等の計画的な整備に努めます。

第1節 在宅サービスの充実

介護保険制度は、高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、一人ひとりが有する能力に応じて自立した日常生活を行うことができるよう、必要なサービスの提供を保険給付として行う仕組みです。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるように、介護保険制度による在宅サービスや、介護保険制度以外の在宅サービスを充実します。

(1) 在宅における高齢者を対象とする介護保険サービスの充実

「要介護度認定」により介護や支援が必要であると認定された在宅の方については、一人ひとりの状況や意向に応じて、ケアマネジャーが作成するサービス計画に基づいて、各種の居宅サービスが提供されます。

主な取り組み

①事業者の参入・育成

介護保険制度における居宅サービスは、指定居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所により提供されます。

今後、需要の増大が予想されることから、必要な事業者の参入や育成に努めます。

②居宅サービスの種類

居宅サービスには、訪問介護や訪問看護などの訪問系サービス、通所介護や通所リハビリテーションなどの通所系サービス、短期入所生活介護などの短期入所系サービスなどがあります。

(2) 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者などが、可能な限り住み慣れた地域での生活を続けられるように身近な地域でのサービス提供を目的とする仕組みです。

国が定めた基準やその基準の範囲内で市が定めた基準に基づき、市が指定する指定地域密着型サービス事業者等により提供されます。

主な取り組み

① 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の状態にある要介護者等が共同で生活する住居で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービスを受けることができます。

第4期計画期間内に3施設（5ユニット、定員45人）の整備を終え、平成23年度末で合計7施設（定員117人）となる予定です。

② 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者等に限られる小規模の有料老人ホーム等（地域密着型特定施設）において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話のサービスを受けることができます。

平成23年12月、柏木町に有料老人ホーム（定員29人）が開設予定です。（有料老人ホームについては、14ページを参照してください。）

③ 小規模多機能型居宅介護

要介護者等が心身の状況や置かれている環境に応じ、自らの選択に基づいて、居宅において又は事業所に通所若しくは短期間宿泊し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービスを受けることができます。

平成24年3月、登別東町に開設予定です。（登録定員25人、既存の認知症高齢者グループホームに併設されます。）

その他、認知症対応型通所介護などの地域密着型サービスについては、現在市内に事業所等が整備されていませんので、需要に応じて、事業者の新規参入に努めます。

(3) 在宅における高齢者を対象とする事業の充実

生活支援が必要と認められる方を対象として、各種事業によるサービスを実施し、在宅生活の質の向上や、介護する家族への支援を行います。

主な取り組み

① 高齢者等介護用品給付事業

要介護4もしくは要介護5の高齢者とその高齢者を介護する家族のいずれもが市民税非課税の場合に、介護用品（紙おむつ等）購入費の一部を助成します。

② 家族介護慰労事業

介護保険のサービスを受けずに、在宅で要介護4もしくは要介護5の高齢者を介護している家族を支援します。

(4) ひとり暮らしなどの高齢者を対象とする事業の充実

心身上の理由により日常生活に支障を生じ、かつ、ひとり暮らしなどの理由で日常的に援助を受けることが難しい高齢者に対し、各種事業によるサービスを実施し、在宅生活を支援します。

主な取り組み

① 高齢者等緊急通報機器設置事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯で、慢性疾患のある方に緊急通報機器を貸与し、急病や火災等の緊急事態が発生したときに迅速な救援体制をとり、生命の安全を確保すると共に日常生活の不安解消を図ります。

② ひとり暮らし老人等電話サービス

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯で、近隣とのコミュニケーションの少ない方に電話をかけ、安否確認や孤独感の解消を図るためのサービスを行います。

③ 移送サービス

老人福祉センターの施設を利用する高齢者に対し、移動手段として移送サービス（バスの運行）を行います。

(5) 登別市社会福祉協議会が実施する事業

社会福祉法人登別市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設置された団体です。

登別市は同協議会に対し、運営費の補助などの支援を行い、協調して福祉事業等を推進していることから、同協議会が実施する市民主体の福祉活動についても本計画に盛り込みます。

主な取り組み

①高齢者支援きずなづくり事業

高齢者の安心した生活を支援するため、地域住民、行政及び、地域包括支援センターなどの専門機関と連携を図り「運営委員会」を設置し、高齢者支援のネットワークの構築を進めています。

②ふれあい・いきいきサロン推進事業

地域で生活している高齢者と地域住民（ボランティア等）が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくりや仲間づくりを行うことができるサロンづくりを推進しています。

③サロンサポーター養成事業

高齢者支援に関わる知識などを学び、ふれあい・いきいきサロンの運営を主体的に行うことができる人材の養成を支援しています。

④小地域ネットワーク事業

町内会等の小地域を基盤として、町内会等で配置した「福祉委員」や「協力員」と地域住民との協力により、地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、支え合う助け合い活動を推進しています。

⑤人材バンク・派遣事業、福祉用品貸出事業

福祉活動の場において、高齢者の生活に役立つ情報を提供できる専門家の派遣や、レクリエーション用具等の貸出を行っています。

⑥福祉車両貸出事業

高齢者や障がい者等、自力での外出が困難な状況にある方を対象に、車いすでの乗降が可能な福祉車両を貸し出し、日常生活での外出支援や社会参加の促進を図っています。

⑦福祉用具貸与事業

介護保険等の公的制度に該当しない方や、病院からの外泊などで一時的に福祉用具が必要になった方を対象に、福祉用具の貸出を行っています。

⑧配食サービス事業

高齢者や障がい者等に対し、栄養バランスの取れた暖かい食事を届けると共に、定期的な安否確認や見守り、日常生活の困りごとの解決など、安心した日常生活を支援するサービスです。高血圧や糖尿病等の治療食にも対応しています。

なお、配食サービスは、社会福祉協議会のほか民間事業者でも実施しています。

(6) その他の民間団体が実施する事業

以上のほかにも、NPO法人やその他の民間団体が、福祉事業やボランティア活動などに取り組んでいます。

第2節 入所施設等の充実

自宅での生活が困難になった高齢者にとって、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの介護を受けながら生活できる施設や、介護老人保健施設などの自宅での生活への復帰に向けた生活訓練ができる施設は、重要な場所となっています。

現在の整備状況を考慮しつつ、介護保険施設やその他の介護を受けながら生活できる住宅・施設の充実を図るとともに、在宅生活に近い居住環境整備を進めます。

(1) 介護保険施設の充実

介護保険制度における施設の介護保険サービスは、国が定めた基準に基づき、北海道が指定する介護保険施設により提供されることとなります。

本市においては、利用見込者数、サービス提供事業者の施設整備意向及び施設入所待機者状況などを考慮しながら、施設整備を進めます。

主な取り組み

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所者に対して、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食

事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。

当市では、現在、特別養護老人ホーム緑風園（１００床）があります。

本計画期間中に、介護老人福祉施設１施設（１００床）の新設を進めます。

②介護老人保健施設

入所者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医療的管理の下における介護及び機能訓練その他の医療、日常生活上の世話を行います。

当市では、介護老人保健施設グリーンコート三愛（１００床）があります。

③介護療養型医療施設

療養病床を有する病院又は診療所に入院する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う施設です。

当市では、登別中央病院（９０床）と皆川病院（３０床）があります。

また、介護療養型医療施設については平成２３年度末をもって廃止となる予定でしたが、廃止期限が平成２９年度末までに延長されました。

(2)居住系サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域社会で自立した生活を送れるように、在宅生活に不安がある高齢者のための入所（入居）施設において、食事の提供や必要な援助が行われています。

主な取り組み

①養護老人ホーム

養護老人ホームは、概ね６５歳以上で、環境上の理由または経済的理由のため、自宅での養護を受けることが困難な場合に入所できる広域的な施設です。

当市には、富岸町に養護老人ホーム「チボリの森」（定員７０人）

があり、介護保険サービスの対象となる特定施設の指定を受けています。

②軽費老人ホーム（ケアハウス）

ケアハウスは、60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、身体機能の低下等が認められる方や高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方が利用できる在宅施設です。

当市には、富岸町にケアハウス「アンデルセンの丘」（定員50人）があり、介護保険サービスの対象となる特定施設の指定を受けています。

③有料老人ホーム

有料老人ホームは、民間事業者が運営する高齢者の入居施設で、食事、相談・助言、余暇活動等のサービスを提供しています。

当市には、常盤町に介護付有料老人ホーム「セ・ジュネス」（定員52人）があり、介護保険サービスの対象となる特定施設の指定を受けています。

また、平成23年12月、柏木町に有料老人ホーム（定員29人）が開設予定です。

④認知症高齢者グループホーム

内容については、9ページを参照してください。

⑤サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保を目的として、平成23年4月に「高齢者住まい法」が改正され、それまでの高齢者専用賃貸住宅（高専賃）や高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）などが「サービス付き高齢者向け住宅」に一本化されました。

サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する施設です。

平成24年5月、緑町にサービス付き高齢者向け住宅（定員30人）が開設予定です。

⑥高齢者グループリビング

高齢者自身が、高齢化による身体機能の低下とひとり暮らしの孤

独や不安を考慮し、従来家族が行ってきた調理や掃除、食事を共にするといった家族の無償の行為を共同化し、合理化して共に住まう居住形態です。

当市には、桜木町にNPO法人いぶりたすけ愛が運営する「たすけ愛の家」（定員9人）があります。

第3章 介護予防・健康づくりの推進

高齢者が生きがいを持って健康な生活を送るためには、できる限り介護を必要としない状態を維持していく「介護予防」の取り組みが大切です。

介護予防の取り組みには、比較的若い時点からの健康づくり・疾病予防、要支援状態又は要介護状態になる前の段階の方を対象とした地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）、要支援者又は要介護者を対象とした予防給付やリハビリテーションなどがあります。

介護予防の取り組みが対象者の状態に合わせて連続性・一貫性を持って提供されるよう、関係機関と連携のうえ、利用者の立場に立ったサービス確保に努めます。

第1節 介護予防事業の推進

介護予防は、高齢者が要支援・要介護状態にならないための予防や、要介護状態になった場合においても、できるだけ住み慣れた地域で自立した生活ができるように支援するものです。

(1) 地域包括支援センターの整備

地域における高齢福祉の中核的な役割を果たす「地域包括支援センター」を3か所設置しています。

(2) 介護予防一次予防施策

広く高齢者や家族を対象に、介護予防に関する事業を実施し、介護予防の知識の普及に努めます。

主な取り組み

① 介護予防普及啓発事業

通所型教室（かるやか教室）や健康教室などにより、介護予防に関する知識普及・啓発を行います。

② 地域介護予防活動支援事業

町内会や老人クラブ、いきいきサロン等の小地域単位で介護予防を普及するために、リーダーとなる方の学習会を実施します。

③ 介護予防一次予防施策評価事業

一次予防事業について、プロセス評価（事業が適切な手順・過程

を経て実施されているか)、アウトプット評価(介護予防事業の実施状況)、アウトカム評価(介護予防事業による効果)を実施します。

(3) 介護予防二次予防施策

介護や支援が必要な状態になるおそれのある二次予防事業対象者に、機能の維持・改善につながる各種介護予防事業を実施します。

主な取り組み

① 二次予防事業対象者把握事業

基本チェックリストの実施により、要支援・要介護状態となる可能性の高い二次予防事業対象者を把握します。

② 通所型介護予防事業(かろやか教室)

二次予防事業対象者に、要支援・要介護状態になることを予防し、自立した生活を長く続けてもらうために、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症の予防などあらゆる面から介護予防を図ります。

③ 訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者に、保健師や理学療法士等が家庭訪問し、介護予防や健康づくりに関して、相談や支援を行います。

④ 介護予防二次予防施策評価事業

二次予防事業について、プロセス評価(事業が適切な手順・過程を経て実施されているか)、アウトプット評価(介護予防事業の実施状況)、アウトカム評価(介護予防事業による効果)を実施します。

第2節 疾病予防と健康づくり

登別市の高齢化率は、平成23年8月末現在で28.3%となっており、年々上昇しています。

このような状況の中、高齢者はもとより、市民一人ひとりが健康で生きがいのある生活を送ることができるように、ライフステージに応じた健康づくりを体系的に進めていく必要があります。

特に、健康寿命(日常生活を自立して元気に過ごせる期間)を延ばすために、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防する「一次予防」に重点を置いた健康づくりに取り組みます。

(1) 生活習慣病などの早期発見と予防

糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病は、進行すると動脈硬化による重篤な合併症を生じ、高齢期においての要介護状態につながる大きな要因となります。

したがって、生活習慣病を早期に発見し、できる限り要医療となる前の段階で予防していくことに努めます。

主な取り組み

① 特定健康診査・特定保健指導

国民健康保険に加入している40歳から74歳の方を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病を早期発見する目的で、特定健康診査を実施します。

特定保健指導では、特定健康診査で内臓脂肪症候群に該当した方を対象に、食事指導など生活習慣の改善に向けた支援を行います。

また、市独自の保健事業として、内臓脂肪症候群に該当しない方についても、必要に応じて保健指導を実施します。

② 生活保護者等に対する健康診査

生活保護受給者と医療保険未加入者（無保険者）を対象として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病を早期に発見する目的で、健康診査を実施します。

③ 後期高齢者医療制度の被保険者に対する健康診査

北海道後期高齢者医療広域連合から委託を受け、健康診査を行います。（病院又は診療所に6月以上継続して入院している方や障害者支援施設・介護保険施設等に入所している方など、健康診査の対象とならない方を除く。）

なお、後期高齢者医療制度の被保険者とは、75歳以上の方や65歳から74歳までの方で一定の障がいがあり申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方です。

④ がん検診

自覚症状がないうちにがんを早期に発見し、治療につなげる事が大切なことから、各種のがん検診（肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸部がん・乳がん・前立腺がん）を実施するとともに、検査料の一部（※）を助成します。

また、子宮頸部がん、乳がん、大腸がん及び肝炎ウイルスの検診については、節目年齢に達する方に無料クーポン券を配布し、受診促進を図ります。

※国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者等は、検診料金が無料となります。

⑤季節性インフルエンザ予防接種

季節性インフルエンザは罹患率が高く、高齢者や慢性疾患患者が肺炎を併発して重症化するのを予防するために、季節性インフルエンザ予防接種を実施するとともに、高齢者等の接種費用を助成します。

⑥短期人間ドックの助成

国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、より詳細な生活習慣病の検査とがん検診を同時実施できる短期人間ドックの検査料の一部を助成し、疾病の早期発見と予防を図ります。

※保険税(料)の滞納がない方が対象となります。

⑦脳ドックの助成

国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、脳の病気を早期に発見し、早期治療につなげるために、脳ドックの検査料の一部を助成します。

※保険税(料)の滞納がない方が対象となります。

⑧水中運動教室（市民プール）受講料の助成

国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、市民プールでの水中運動教室の受講料の一部を助成します。

水中運動は、水の浮力により関節への負担を少なくして運動することが可能なため、高齢者にも適しており、生活習慣病や整形疾患の予防・改善に効果があります。

(2)健康づくりへの支援

市民一人ひとりが生涯を通じた健康を実現できるように、健康教育や健康相談などの事業により、健康づくりを支援します。

主な取り組み

①健康手帳の交付

各種健康診査・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てるために交付します。

②健康教育

生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分でつくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図ります。

③健康相談

心身の健康に関する個別の相談に対し、必要に応じた指導及び助言を行い、家庭における健康管理を支援します。

④訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対し、保健師等が訪問し、健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行うことにより、健康の保持増進を図ります。

⑤きらり健康ふれあいウォーキング事業

ウォーキングは、手軽に行うことができ、身体への負担も少ないことから人気の高まっている運動です。

当市では、平成22年度から市内の4グループが連携して、健康増進、生涯スポーツの振興、全市観光の推進及び環境保全意識の醸成を図ることを目的とする「きらり健康ふれあいウォーキング事業」を行っています。

ウォーキング及びノルディックウォーキングについての講習会の開催や所要時間・距離、消費カロリーなどを表示したウォーキングマップを作成して市民への配布やホームページへの掲載を行い、生活習慣病の予防につながるウォーキングを推奨しています。

第4章 認知症高齢者支援対策の推進

認知症対策については、認知症の兆候を早期に発見し、早期に確定診断を下し、症状に応じた適切な対応を行うことが大切です。

認知症高齢者とその家族を地域全体で支えるために、地域住民や関係機関との協力により、総合的な支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

主な取り組み

①認知症サポーター養成講座の実施

認知症の早期発見につなげるため、地域住民や団体などに対して認知症の正しい知識を習得するための講座の開催を積極的に呼びかけ、地域における認知症の理解者・支援者となる認知症サポーターを養成します。

②はいかい高齢者等 SOS ネットワークの推進

認知症高齢者等のはいかいに対応するため、地域住民、警察及び交通機関等の協力を得て、行方不明高齢者の捜索・発見・通報・保護や、保護後の支援（見守り）のためのネットワーク（仕組み）の充実に努めます。

③医療と介護の連携

認知症高齢者やその家族が症状に応じた適切な医療・介護サービスを受けられるように、医療と介護の連携を強化します。

第5章 地域生活支援体制の整備

介護や支援を必要とする高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、様々な生活支援ニーズに対応した包括的・継続的なケアが提供される体制を構築します。

特に、今後、高齢者のひとり暮らしや高齢夫婦のみ世帯の占める割合が高くなること、また、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」世帯の増加が見込まれることから、こうした高齢者やその家族の孤独感や不安解消のために、声かけ、安否確認、生活相談などの見守り支援が必要となります。

市と地域包括支援センターを中心に、福祉関係団体、介護サービス事業者、NPO 団体、ボランティア団体、町内会、地域住民等との連携を強化し、地域総動員による支援体制づくりに取り組みます。

主な取り組み

①地域包括支援センターの充実

地域における高齢福祉の中核的な役割を果たす「地域包括支援センター」を3か所設置しており、「介護予防マネジメント」、「総合相談支援事業」、「権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント事業」などの包括的支援事業を実施しています。

「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めるためには、地域包括支援センターが担うべき役割は重要であることから、その機能の強化・充実に努めます。

なお、地域包括支援センターの公平・中立性を確保するため、「地域包括支援センター運営協議会」の中で、地域包括支援センターの運営の評価などを行っています。

②登別市社会福祉協議会への支援

登別市社会福祉協議会は、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりを目指し、地域住民や各種団体・組織との協働により、様々な福祉事業を企画・実施している団体です。

現在、第2期地域福祉実践計画「きずな」（計画期間：平成23年度から平成27年度まで）に基づき、小学校区を単位として、地域住民の福祉事業への参画・協働を推進する活動を進めています。

地域福祉推進の中核として、その任務と役割がますます重要になってきており、組織基盤の充実を図るため、体制づくりの支援に努めます。（社会福祉協議会が行っている主な事業については、11ページ

～ 12 ページを参照してください。)

③福祉ボランティアの拡充

高齢化に伴う福祉・介護の課題に対応していくためには、地域社会の中で互いに支え合うという意識を醸成することが必要です。

社会福祉協議会や町内会などと連携し、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるような体制づくりに努めます。

(7) 登別市ボランティアセンター

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人と受けたい人が、互いに対等な立場で関わられるように、ボランティアグループや福祉・医療機関等に対する相談・調整を行っています。

また、市民に対し、ボランティア活動についての情報提供や啓発活動を行っています。

(イ) 認知症サポーターの養成

内容については、21 ページを参照してください。

④民生委員児童委員との連携

民生委員児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の生活実態や福祉ニーズを把握して相談や助言を行うとともに、地域住民と関係機関とのパイプ役となるなど、地域福祉を推進するうえで重要な役割を担っています。

現在、130人（うち主任児童委員12人）の委員が、市内6地区に分かれた協議会の中で、それぞれの担当地区を受け持ち活動しています。

今後、手助けを必要とする高齢者等の増加が予想されることから、民生委員児童委員の定期的な活動の中からニーズを的確に把握し、必要なサービスを提供していくため、更に密接な連携・調整に努めます。

第6章 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者や障がいのある人だけではなく、すべての市民が安心して生活できる生活環境の整備が必要です。

このため、バリアフリーに配慮した公共施設等の整備に努め、すべての市民が活動しやすいまちづくりを目指します。

また、介護を受けながら生活する方などに対し、住宅改修などの支援を行います。

更に、関係機関との連携強化により、防火・防災対策や交通安全対策を推進します。

第1節 高齢者が住みよいまちづくり

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や北海道の「北海道福祉のまちづくり条例」により、高齢者等が自立した日常生活や社会生活を確保するための環境整備について定められました。

本市においても、これらの趣旨を踏まえ、高齢者等にやさしく住みよいまちづくりを推進します。

主な取り組み

①公共施設の整備

公共施設の整備にあたっては、玄関や出入口のスロープ、手すり、自動ドア、エレベーターなどの設置や段差解消などに配慮します。

第2節 住宅・生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るためには、生活基盤である住宅が利用しやすい構造となっていることが重要です。

公営住宅については、計画的な建替、修繕、維持管理を実施していきます。また、公営住宅全体の質の向上を図るため、バリアフリー化に加え、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進します。

個人住宅については、リフォームについての相談体制を充実させると共に、費用面での支援を行います。

主な取り組み

①高齢者の住宅環境整備

平成21年度に策定した「登別市住生活基本計画」及び「登別市営住宅等長寿命化計画」に基づき、高齢者や障がい者はもとより、誰もが安心して暮らすことのできる住宅・住環境づくりに努めます。

また、住宅リフォーム、耐震改修など住宅に関する情報収集を行うと共に、北海道の公的機関や関係団体などと連携し、市民の様々な相談に応じる住宅相談窓口の充実を図ります。

②公営住宅の整備

公営住宅の整備にあたっては、玄関や出入口のスロープ、手すり、自動ドア、エレベーターなどの設置や段差解消などのバリアフリー化に加え、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進します。

③住宅改良促進特別融資制度

手すりの設置や段差の解消などの住宅改修工事を希望する方に対して、市内業者への工事発注等を条件として、低利率で融資する制度です。

④介護保険在宅サービスによる住宅改修の支援

要支援・要介護認定を受けている方（施設入所者及び入院者は除く）が、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修をした際の費用を支給する制度です。なお、利用の際には事前申請が必要です。

⑤入所施設等の充実

内容については、12ページから15ページを参照してください。

第3節 防火・防災・交通安全対策の充実

高齢者は、些細な原因による家庭内外の事故など、様々な危険に直面する可能性があります。これらの危険を回避し、高齢者が安心して生活することができる環境づくりを進めます。

主な取り組み

①防火訪問の実施

高齢者に対し、関係機関と連携を密にし、火災予防に関する啓発活動を進めています。

消防署では、毎年約2,000世帯の高齢者宅（70歳以上のひとり暮らし世帯）を対象に、消防職員や女性消防団員による防火訪問を実施しています。

②防災対策の充実

大規模災害・広域的災害が発生した場合、公的支援には限界があることから、地域ぐるみでの対応が重要になります。

このため、平成22年12月に「登別市災害時要援護者避難支援プラン」を作成し、災害時に家族などからの支援を受けることが困難で、避難支援など何らかの助けを必要とする高齢者等（災害時要援護者）に対し、町内会等や自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者などと、市や防災関係機関が連携して支援する制度を推進しています。

なお、本制度による支援の拡充を図るため、地域の方々や関係機関などとの協議を進めます。

③高齢者の交通安全

高齢化の進展に伴い、高齢者の交通事故の増加が懸念されることから、加齢による身体・精神機能の変化が、歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響への理解を促すとともに、高齢者が道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために必要な実践技術及び交通ルール等の知識の習得が必要となっています。

そのため、老人クラブや関係団体と連携した交通安全教室を開催し、高齢者の特性を考慮した参加・体験・実践型の交通安全教育及び高齢者交通安全推進員（シルバーリーダー）の養成を積極的に推進します。

第7章 高齢者の積極的な社会参加

高齢者の多様性や自発性が尊重される社会を実現するためには、高齢者自身が地域社会の中で豊かな経験と知識を活かし、積極的に役割を果たすことのできる社会づくりが求められています。

第1節 高齢者の生きがい対策と社会参加

地域貢献活動や就業などの機会を通して、高齢者が自立し、精神的、社会的に充実した生活を送り、満足感の得られる心豊かな高齢期を過ごすことができるように、生きがいづくりと地域社会への参加を支援します。

主な取り組み

①老人クラブ活動の推進

当市の老人クラブは38団体、会員数2,414人を擁する組織（平成23年6月現在）となっており、その活動は親睦・レジャーにとどまらず、ボランティア活動にも力を注いでいます。

老人クラブは、高齢者の生きがいづくりに重要な役割を果たしていることから、各種活動を積極的に展開できるように支援を行います。

②ボランティア活動の推進

高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして行っているボランティアには、環境美化活動、文化伝承活動、ひとり暮らし高齢者の見守り活動などがあり、高齢化に伴い、ますます多くの分野での活躍が期待されています。

これらの活動は高齢者自身の生きがいにもつながることから、より積極的にボランティア活動に取り組むことができるような支援や情報提供などを行います。

③生涯学習の推進

登別ときめき大学では、多くの高齢者が各種講座を通じて学習・交流するとともに、児童生徒とのふれあい（世代間交流）の機会も提供しています。また、生涯学習の成果を発表するなど、互いに学び合える場づくりに努めます。

④登別市シルバー人材センターの充実

シルバー人材センターは、健康で就労意欲のある高齢者に対して、

臨時的・短期的な仕事を提供する組織です。

長年の職業的経験や技能を生かし、働くことによって社会に貢献するとともに、生きがいづくりの場にもなっています。

高齢化の進展により、シルバー人材センターの果たす役割がますます重要となってくることから、多様な業種の開拓や職種ごとの教育訓練などにより、多くの高齢者に就労の機会を提供できるよう適切な助言・指導などの支援を行います。

⑤交流の場の充実

高齢者の相互交流やサークル活動のために、地域で気軽に利用できる場を充実します。

(7) 老人福祉センター

老人福祉センターは、生活や健康などの各種相談をはじめ、健康の増進や教養の向上、レクリエーションなどの場を提供する施設です。

施設では入浴も可能（週2回）で、入浴日と月2回のサークル活動にあわせて「ふれあいバス」を運行しています。

(イ) 老人憩の家

老人憩の家は、地域の老人クラブの活動拠点として、各種サークルや健康の増進、レクリエーションなどに利用されています。

(ウ) 老人趣味の作業所

老人趣味の作業所は、高齢者の創造性を高めることを目的として昭和59年に設置され、陶芸を通して生きがいづくりを進めています。

第2節 高齢者とともに生きる社会づくり

高齢者とともに生きる社会をつくるためには、高齢者を敬う心を養うとともに、地域において、行政、福祉・介護関係事業者、地域住民などあらゆる年代・職種の方々の協力が必要です。

主な取り組み

①福祉教育の推進

高齢社会を支えていくためには、市民一人ひとりが福祉の心を育み、福祉活動に参加していくことが大切です。

次代を担う青少年が行うボランティア活動や様々な体験活動の場の確保など、福祉教育の推進を図ります。

②地域全体での対応

高齢者の社会参加を促進するため、高齢者同士の交流にとどまらず、子供や青少年等、多様な世代・人々との交流（世代間交流）に多くの市民が参加できる機会づくりを進めます。

第8章 高齢者の権利擁護

高齢者の尊厳を守る取り組みとして、高齢者に対する虐待の防止やその早期発見、施設における身体拘束の廃止に向けた取り組みの徹底、成年後見制度の活用の促進、その他権利擁護のために必要な支援に努めます。

主な取り組み

①高齢者虐待の防止

高齢者虐待は、高齢者の人権を侵害する深刻な問題であり、社会全体での対応が必要と言えます。

高齢者虐待防止法（平成18年4月施行）の趣旨を踏まえ、平成22年に「登別市高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、地域包括支援センターと連携を図りながら、虐待の防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。

高齢者虐待は家庭内で行われることが多く、その事実が周囲に把握されにくい傾向があります。高齢者と接する機会の多い地域住民が虐待の兆候を見逃さないように、高齢者虐待についての知識・理解の啓発や、相談窓口の周知などを行います。

②施設における不適切なケアの防止

介護保険法の施行に伴い、身体拘束は原則として禁止されています。人権擁護と高齢者の生活の質を高める観点から、保健・医療・福祉分野に関わるすべての人々と共に、身体拘束の無いケアの実現に向けて様々な取り組みを進めます。

③高齢者の生活安全

高齢者が強引な訪問販売や詐欺行為（振り込め詐欺、架空請求詐欺など）により被害を受けるケースが増えています。

被害を未然に防止するため、クーリング・オフ制度の周知など消費生活についての啓発を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

④成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方のために、家庭裁判所に申し立てを行い、その方に代わり様々な契約や財産管理などの法的行為を行い援助する人（成年後見人）を選任する制度です。

(7) 成年後見制度の周知と利用促進

判断能力が十分ではない方の権利・利益を保護するため、成年後見制度の周知に努めます。

また、家庭裁判所に後見人付与の申し立てを行う親族を支援します。

(イ) 成年後見制度利用支援事業

身寄りがいないなどの理由で家庭裁判所に法定後見の審判の申し立てができない場合に、市長が申し立てを行います。

(ウ) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業では、高齢や障がいなどにより日常生活の判断に不安のある方に対し、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助、預金の預け入れ・払い戻しなどの日常生活費の管理などのお手伝いをしています。

なお、登別市内の相談窓口は登別市社会福祉協議会です。

資料 用語の説明

○高齢者

65歳以上の方。(ただし、本計画書には、64歳未満の方を対象とする施策も含まれています。)

○後期高齢者

高齢者の年齢による区分の名称で、75歳以上の方。

一方、65歳以上75歳未満の方を前期高齢者といいます。

○高齢化率

65歳以上の人口を総人口で除した比率。

○高齢化社会・高齢社会

高齢化社会は、高齢化率が7%以上14%未満で、高齢化しつつある社会のこと。高齢社会は、高齢化率が14%以上に達している社会のこと。

○要介護者

次のいずれかに該当する方をいいます。

1. 要介護状態にある65歳以上の方
2. 要介護状態にある40歳以上65歳未満の方であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障がい加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの(特定疾病)によって生じたものであるもの

○要支援者

次のいずれかに該当する方をいいます。

1. 要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の方
2. 要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の方であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障がい特定疾病によって生じたものであるもの

○要介護状態となるおそれのある状態

身体上または精神上の障がいがあるために、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、要介護状態以外の状態をいいます。